

り議案の審議に移つた。

議長河野は冒頭日本大会に於ける議案は四十七項目の多数に  
之を整理せしむ猶三十一件となるが故に、議案の進行上都合  
したしと述べ可決。

議案第一宣言草案が高橋藤藏に依つて朗讀せり。満場一致可決  
左に宣言文の一節を抜記する。

四(前畧)我が東京交通労働組合は昨年度に於ける市電更生案の  
名に於て強行せる市電當局の彈圧並にスピード・アツカ、中国ボキ  
車運転に依る労働強化等不當なる彈圧を蒙り、此等々の解決不  
の決果に依つて来る組合内部の動搖、組織の弛緩、反動アツカ  
分子の意識的裏切り等甚多の難局に當面せり。我等労働者の牢固  
して抜く可らざる階級的意識と、大同團結への欲求とはよくこ  
局を突破し、今日の意義ある大会を開催せしむるに至つたのである  
。(中略)今や我等は内外共に狂暴なる資本の攻勢とアツカヨ  
嵐の中に、敢然と立つて、我等の正當剛直なる歩武の前の總の障  
害を粉碎し、あらゆる困難と壓迫に抗して、光輝ある東進の旗の下  
に一糸乱れず勇往前進しなげらるべし。

次いで副議長熊本利男は、左の内容を有する運動方針書草案を説

明した。

(一) 内外の諸情勢

(二) 労働者の状態

(三) 組合の任務と活動方針

(1) 第二更生業粉碎斗争

(2) 団体協約締結

(3) 組合内部の充実強化

(4) ファツシヨ粉碎

(四) 日本交通労働聯盟の擴大強化

以上の如くして結語中最後に、自己陣營の擴大強化が絶対  
必要條件である。陣營の拡大強化の爲には反動アツシヨの徹底的  
掃蕩と未組織獲得を計り、更に財政の確立と斗争組織の整備等を行  
はねばならぬと言つてゐる。

右(三)の(2)中、団体協約要綱として左の事項を掲げてゐる。

(一) 市電従業員は原則として東京交通労働組合員たること

(二) 市は東京交通労働組合を公認し、団体交渉権を承認すること

(三) 市電、東交双方より同数の委員を擧げて共同委員会を組織し、従業員待遇問題一切を協議決定すること